

## 『Shiftee』導入・カスタマイズサービス約款

本約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社システムサポート（以下「当社」といいます）が提供する「シフト管理システム」（以下「Shiftee」といいます）の導入・カスタマイズサービス（以下「本件サービス」といいます。）に関し、利用者及び当社が遵守すべき事項を定めます。利用者は、本件サービスに関し、本約款（以下「本約款」といいます。）及び当社が別途指定する利用の指針、当社からの助言・指導等（以下、本約款と併せて「本約款等」といいます。）を遵守するものとします。利用者が本件サービスにかかわる注文書を当社に対し交付した場合、利用者は本約款等に同意したものとみなされます。

### 第1条（目的）

本章は、利用者が当社に委託する次の各号の業務（以下「本件業務」といいます。）に関する基本的な取引条件を定めることを目的とします。

- （1）システム又はソフトウェアその他情報成果物の開発、カスタマイズ、導入等
- （2）システムに関わるコンサルティング全般
- （3）その他前各号に関連し又は付帯する業務

### 第2条（適用）

本約款は、利用者が当社に対し注文書を交付して委託する本件サービスにかかわる各取引（以下「個別契約」といいます。）に共通に適用されます。

### 第3条（個別契約の成立）

個別契約は、利用者が注文書を当社に交付し、当社がこれを承諾することにより成立します。注文書書式は、当社ご提供書式のご利用を推奨し、利用者はこれにご協力をいただくものとします。

2. 当社は、注文書受領後7日以内に注文の諾否を利用者に対し通知します。なお、当該期間内に当社から利用者への諾否の通知がないときは、当社が承諾をしたものとします。
3. 個別契約を変更する場合、変更合意書を締結するか、又は利用者が別途変更注文書を当社に交付します。なお、変更された個別契約の成立は、前各号に準ずるものとします。
4. 当社は利用者より、本条に定める書面の交付に代えて、電磁的記録の提供を受けることがあることを承諾します。電磁的記録の提供とは、電子メール、Web上の情報ダウンロード等を用いて、PDF、Word、Excel等によって提供されることをいいます。
5. 利用者は当社より、電磁的記録の提供を受けない旨の申し出があった場合、電磁的記録の提供を終了し、書面にて交付を行います。

#### 第4条（作業管理）

当社は、本件業務に従事する当社の従業員について労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の責を負います。

#### 第5条（什器備品）

本件業務の実施にあたり、当社が什器備品、パーソナルコンピュータ（以下併せて「什器備品等」といいます。）を利用者より借り受ける場合、什器備品等の貸与期間、使用条件等については、その都度利用者当社別途協議の上取り決めるものとします。

#### 第6条（再委託）

当社は、本約款及び個別契約に基づき受託した本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」といいます。）に再委託することができます。この場合、当社は利用者に事前連絡を行うものとします。

2. 本件業務の全部又は一部を再委託する場合、当社は本約款に定める当社の義務を再委託先に対して遵守させるとともに、当該再委託先が本約款及び個別契約に違反したことがあるいは再委託先の責に帰すべき事由により利用者又は利用者の顧客に損害を与えたこと等に関する一切の責任を負います。

#### 第7条（検収）

当社が利用者に対して本件業務の成果物を個別契約に定める納期までに納入し又は完了を通知したときは、利用者は納入日から起算して10営業日の検査期間（以下「検査期間」といいます。）内に納入物の検査を行い、その結果を当社に通知し、その検査における合格をもって検収完了とします。検査期間内に利用者から当社に対する通知が行われなときは、当該期間の末日に利用者の検査に合格したものとみなします。

#### 第8条（本対価の支払）

利用者は当社に対し、以下の各号に定めに従い、個別契約に定めた金額の業務委託料(以下「本対価」といいます。)を支払うものとします。なお、支払いに係る振込手数料は利用者の負担とします。

- (1) 検収完了日の属する月の末日を締日として、締日の属する月の末日付にて当社は利用者に対し速やかに請求書を送付します。
- (2) 利用者は、締日の属する月の翌月末日（当該日が金融機関休業日のときは、前金融機関営業日）までに、当社の指定する銀行口座に本対価を現金にて振込み支払うものとします。
- (3) 前号に記載する支払期日又は支払方法と異なる合意をすることは妨げません。ただし、個別契約に記載することを要します。

2. 利用者は、支払期日までに契約代金の全部又は一部を支払うことができないときは、当該支払日から支払いをするまでの期間についての未払金に対し、  
年利 14.6%を乗じた金額を延滞利息として支払うものとします。

#### 第 9 条（知的財産権）

本件業務遂行の過程で生じた発明その他産業財産権又はノウハウ等（以下併せて「発明等」といいます。）の権利は、全て当社に帰属します。

2. 当社は、利用者に対し、本件業務又は納入物をエンドユーザーとして利用するために必要な範囲内に限って、当該発明等の使用を許諾するものとします。

#### 第 10 条（納入物の所有権等）

当社が利用者に納入する納入物の所有権は、個別契約で定める検収完了をもって当社から利用者へ移転します。権利譲渡の対価は個別契約で定めた本対価に含まれます。

2. 納入物の危険負担は、納入時点をもって当社から利用者へ移転します。

#### 第 11 条（納入物の著作権）

納入物及び本件業務の実施過程において生じるあらゆる著作権法上の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利の譲渡を含みます。）は、当社に帰属します。

2. Shiftee についてカスタマイズが発生するときは、当該カスタマイズ部分についての著作権その他一切の著作権法上の権利及びその他の産業財産権の帰属も第 9 条第 1 項及び前項と同様とします。

#### 第 12 条（担保責任）

個別契約に定める検収完了後、6ヶ月以内に仕様書（書面上の仕様についての合意事項を含む）との乖離が発見された場合には、当社は無償で当該納入物の修正を行うものとします。

#### 第 13 条（第三者の権利保護）

当社は、本件業務、納入物及び関連資料が第三者のいかなる権利をも侵害していないことを保証します。ただし、利用者の指示に起因して第三者の権利侵害が発生した場合は除きます。

#### 第 14 条（合意解約）

利用者及び当社は、2ヶ月前までに書面をもって相手方に通知し、利用者当社協議の上、本約款又は個別契約の全部又は一部を解約できます。但し、この場合利用者は、当該解約時点までに当社が既に実施した本件業務に現実に要した費用及び作業実績に対する対価

を当社に支払うものとし、また当社は当該解約時点までに完成し、もしくは仕掛中の当該解約にかかる納入物及び関連資料を（以下「納入物等」といいます。）を利用者当社協議の上、利用者に引き渡すものとし、但し、納入物等の著作権、産業財産権は当社に留保され、かつ当社のパッケージソフトウェア（カスタマイズ部分を含みます）は納入物等の範囲には含まれません。なお、一部解約の場合には利用者当社協議のうえ別途変更契約を締結します。

#### 第15条（契約解除後の対応）

第22条第1項又は第2項に基づき利用者が本約款を解除した場合において、利用者が求めるときは、当社は当該解約時点までに完成しもしくは仕掛中の納入物あるいは関連資料の全部又は一部を、利用者当社協議の上利用者に譲渡します。但し、著作権及び産業財産権は当社に留保され、かつ当社のパッケージソフトウェア（カスタマイズ部分を含みます）は、譲渡対象に含まれません。なお、当該譲渡の対価については、当該譲渡に係る納入物の完成割合、関連資料の価値及びその時点において有する機能等を踏まえ利用者当社協議の上決定します。

#### 第16条（相殺）

利用者及び当社は、利用者が当社に対して債務を負担している場合、双方の債務の弁済期にかかわらず、相手方に対し有する債権と相手方に対し負担する債務とを対当額にて相殺することができます。

#### 第17条（消費税等）

個別契約に定める契約代金に係る消費税等は、当該契約代金に法定消費税率を乗ずることにより算定します。なお、消費税等の算定に関し1円未満の端数が生じた場合には、当該端数は切り捨てます。

#### 第18条（権利義務の移転制限等）

利用者及び当社は、本約款から生じる一切の権利義務（債権債務を含みます。）の全部又は一部を、第三者に譲渡又は移転し、若しくは担保に供してはなりません。

#### 第19条（秘密保持）

利用者及び当社は、別紙機密保持約款に記載のとおり、機密保持に関し合意します。

#### 第20条（免責）

本約款における当社の義務は、本約款において明示的に定める当社の業務の履行のみに限られ、その範囲を超える負担、金銭支払義務について当社は全て免責されます。

## 第21条（損害賠償）

利用者又は当社が、本約款の条項に違反し、他の当事者に損害を与えたときは、違反した当事者は、損害を被った当事者に対して、その損害を賠償します。ただし、損害賠償金額は、個別契約に定める本対価の金額に相当する額を上限とします。

## 第22条（契約解除）

利用者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に何らの催告を要せず、直ちに本約款を解除することができます。

- （1）正当な理由なく本約款を履行する見込みのないとき
- （2）差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立のあったとき、又は租税等の滞納処分を受けたとき
- （3）支払の停止又は破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の申立を為し又はこれを受けたとき
- （4）振出した手形・小切手の不渡り等、銀行取引の停止処分、官公庁からの営業停止処分、支払停止状態に陥ったとき
- （5）相手方の所在が不明になり、又は相手方の営業時間内に連絡を取ることができなくなったとき
- （6）本約款に基づく債務の一部でも履行を怠り、又は遅滞したとき
- （7）資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき
- （8）その他本約款を継続しがたい重大な事由が生じたとき

2. 利用者及び当社は相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に対し相当の期間を定めて是正を催告し、これが是正されないときには、直ちに本約款を解除することができます。

- （1）本約款のいずれかの条項に違反したとき
- （2）他の当事者の業務の遂行に支障を来すとき
- （3）他の当事者の名誉、信用を著しく失墜させ、若しくは他の当事者に重大な損害を与えたとき、又はこれらの恐れがあるとき

3. 利用者及び当社は、前二項に定める相手方の事由により本約款を解除したとき、これにより生じた損害の賠償を相手方に請求することができます。

## 第23条（反社会的勢力排除）

利用者及び当社は、相手方が次の各号の一に該当した場合、相手方に何らの催告を要せず、直ちに利用者当社間にて締結された全契約の全部又は一部を解除することができます。

- （1）暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利

益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」といいます。）であると認められるとき

- (2) 役員、又は実質的に経営を支配するものが反社会的勢力であることが判明したとき
  - (3) 他の当事者、又は他の当事者の役員、従業員に対し、暴力的な要求行為を行い、又は合理的範囲を逸脱した不当な負担を要求したとき
2. 前項の解除権（以下「本解除権」といいます。）を行使した当事者は、帰責当事者に対し損害の賠償を請求することができます。
  3. 本解除権の行使によって帰責当事者に損害が生じた場合でも、帰責当事者は相手方に対し損害の賠償を請求することはできません。

#### 第24条（期限の利益喪失）

利用者及び当社は、自らが第22条第2項各号、同条第3項各号又は前条第1項各号のいずれかに該当したときは、本約款の解除の有無にかかわらず、相手方に対して負う一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済をしなければならないものとします。

#### 第25条（約款の変更）

当社は、利用者の事前の承諾を得ることなく、本約款を独自に変更することができます。変更後の約款は、改定と同時に効力を生じるものとします。約款が変更された後の本件サービス提供条件その他の取引条件は、変更後の約款に拠るものとします。

#### 第26条（協議解決）

本約款に疑義が生じたとき、又は本約款に定めのない事項については、利用者及び当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

#### 第27条（準拠法、裁判管轄）

本約款は日本法に基づき解釈されるものとし、本約款に関連して訴訟の必要を生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(全27条)

2017年6月26日制定

石川県金沢市本町一丁目5番2号 リファーレ9階  
株式会社システムサポート

## 別紙 機密保持約款

### 1. 契約の目的

本機密保持約款は、利用者当社間における取引に関連する業務（以下、本機密保持約款において「本件業務」という。）を実施するにあたり、利用者及び当社が知り得た相手方の機密情報の取扱いに関して、本件業務の実施に関連して、利用者及び当社が相手方に開示した、又は利用者及び当社自らが知り得た相手方の保有する技術上及び営業上の情報の取扱いについて定めることを目的とする。

### 2. 機密情報の定義

(1) 本機密保持約款において「機密情報」とは、利用者及び当社が相手方に開示し、又は利用者及び当社自ら知り得た相手方の保有する有形無形の技術上、営業上、その他の情報であって、次の各号の一に該当するものをいう。

- ①機密である旨が明示されたドキュメント、図面、システム構成図、仕様書等の書類、アイデア、構想等の知識情報、その他関係資料等の有体物により開示される情報。
- ②機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報。
- ③個人情報

個人情報とは、相手方から入手・知得しうる個人及び法人その他団体の役員及び担当者（以下、「対象者」という。）の名称・住所・電話番号・性別・年齢・生年月日・職業・その他の機微な情報をはじめとする、対象者の属性に関する一切の情報をいい、コンピュータ処理にかかるもののみならず、非自動処理情報をも含み、いかなる方法・形態によって収集・保存・蓄積されるものかは問わない。

(2) 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、機密情報には含まれない。

- ①開示の時点で既に公知であった情報。
- ②開示後、開示をうけた側の責によらず、公知となった情報。
- ③第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
- ④開示の時点ですでに保有している情報。ただし利用者当社間において締結された契約により、機密保持又は目的外使用禁止義務を負っている情報については、当該契約の定めに従う。
- ⑤開示された情報によらずして独自に開発した情報。

### 3. 機密情報保持義務

(1) 利用者及び当社は、本件業務に従事する自己の従業員等以外の第三者に対し、機密情報を開示・提供・漏洩してはならない。但し、法令の定めに従って開示する場合はこの限りではなく、その場合は、相手方に対して直ちに開示の通知をする。

- (2) 利用者及び当社は、機密情報への不当なアクセス及び機密情報の紛失、破壊、改竄、漏洩などの危険に対して、必要な最善の安全対策を講じなければならない。
- (3) 利用者及び当社は、本件業務の遂行上必要な場合を除き、機密情報又は機密情報を含む媒体を複製してはならない。利用者及び当社が機密情報を複製した場合は、複製物についても、本機密保持約款に定める機密情報保持義務を負う。
- (4) 利用者及び当社は、本約款に定められる機密保持義務について、本件業務に関与する自己の従業員等に遵守させる。
- (5) 利用者及び当社は、相手方が事前に書面により承諾した場合は、第三者に対して機密情報を開示できる。この場合、利用者及び当社は当該第三者と本約款と同等の内容の契約を締結する。
- (6) 機密保持義務は本約款が終了した後も継続する。

#### 4. 目的外使用禁止

利用者及び当社は、相手方から開示された機密情報を本件業務遂行上の目的にのみ使用し、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しない。

#### 5. 機密保持責任

- (1) 利用者及び当社(その役員及び従業員も含む)は機密保持期間中に機密情報を漏洩したことが発覚した場合は、直ちに相手方に連絡しその指示を受ける。
- (2) 利用者及び当社は、相手方が本約款の条項に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対して損害の賠償を請求することができる。ただし、相手方の指示によって生じた損害は含まない。

#### 6. 報告・監査

利用者及び当社は、相手方の求めがあった場合には、速やかに相手方に安全管理の履行状況を報告し、相手方は改善が必要と判断した場合には相手方に対して適切な指導をすることができる。また、利用者及び当社は、必要ある場合、利用者当社協議の上決定する日時に、事前の承諾に基づき、相手方の業務を妨げない範囲において、相手方の事業所に立ち入り監査することができる。

#### 7. 契約終了時の取扱い

- (1) 利用者及び当社は、本件業務遂行終了後又は相手方から要請があった場合には、提供された機密情報を相手方の指示に従い、廃棄する。
- (2) 廃棄しない場合には、相手方は、直ちに有形媒体上の機密情報及びその複製物のすべてをその媒体とともに相手方へ返却する。

- (3) その他必要に応じ、機密情報に関する覚書、備忘録及びその他の文書のいずれをも廃棄したことを証明する文書を相手方に提出する。

#### 8. 他の契約との関係

- (1) 本機密保持約款の内容が、利用者当社間の他の合意と矛盾する場合には、本機密保持約款を優先して適用する。
- (2) 利用者及び当社は、機密情報の取扱いについて、利用者当社間の書面による合意のうち、本機密保持約款とは異なる条件を個別に定めることができる。

以上